

令和4年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和4年6月28日			
招集場所	野洲市役所議場			
応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介		
	3番 石川 恵美	4番 村田 弘行		
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二		
	7番 益川 教智	8番 東郷 克己		
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎		
	11番 山崎 有子	12番 山本 剛		
	13番 鈴木 市朗	14番 山崎 敦志		
	15番 橋 俊明	16番 岩井智恵子		
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏		
不応招議員	なし			
出席議員	応招議員に同じ			
欠席議員	なし			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悅男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志	市立野洲病院事務部長	武内 了惠
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	吉川 武克
教育部長	馬野 明	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	広報秘書課長	江口 智紀
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第48号から議第50号まで及び議第52号並びに議第55号から  
議第59号まで

(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第3号) 他8件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

第1 議第60号

(工事請負契約について(野洲市発達支援センター等新築(建築主体)  
工事))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第1号

(化学物質過敏症の原因解明を目指す研究の加速を求める意見書(案))  
提出者説明、質疑、討論、採決

第3 議員の派遣について

第4 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査について

開議 午後1時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られていますことから、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し添えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに送付の文書

のとおりであります。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、送付しておきましたので、確認願います。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第16番、岩井智恵子議員、第17番、稻垣誠亮議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君）　日程第2、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりましたので、議第48号から議第50号まで、及び議第52号並びに議第55号から議第59号まで、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、他8件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君）　第17番、稻垣誠亮です。

去る6月14日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月17日に総務常任委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第49号「野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を審査いたしました。

委員からの「独自に市の財政状況に応じて改正しない、あるいは増額するといったことはできるのか。」との質疑に対し、「独自で設定、公費負担なしということはできる。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第49号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号「野洲市税条例等の一部を改正する条例」を審査いたしましたが、特に質疑及び委員間討議はありませんでした。

議第50号については、採決の結果、全員賛成により、原案は可決すべきものと決しました。

次に、議第59号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を審査いたしました。

委員からの「取得金額が適正かどうかを判断するのに問うが、例えば、似たような車両の平均価格はどうなっているのか。」との質疑に対し、「平成21年、29年、30年と入札執行があり、落札率で大体99%から98%、これは2,700万円から2,800万円となっており、適正である。」との答弁がありました。

また、委員からの「取得の理由の中で、交換部品の入手が困難な状況であるとのことだが、部品があれば使用を継続できるのか。」との質疑に対し、「交換部品があれば可能だが、20年前のポンプ車では、今の火災に対応することが若干困難になってくるのではないかと思う。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第50号については、採決の結果、全員賛成により、原案は可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果及び閉会中の継続審査、または、調査に付すべき事件に関する協議結果の報告いたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、岩井智恵子議員。

○16番（岩井智恵子君） 文教福祉常任委員会審査報告。第16番、岩井智恵子でございます。

去る6月14日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月17日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果について報告をいたします。

議第52号「財産の減額貸付けについて」審査いたしました。

委員からの「責任の所在について、建物の修繕に関して、借手が全部補修されるのか。」との質疑に対し、「県の補助金を活用し、整備されるので、修繕については借主が責任を持ってされる。」との答弁がありました。

委員からの「10年間の契約中に、追加でお金を入れることは特にならないか。」との質疑に対し、「借主が管理をし、修繕についても借主が対応される。」と答弁がありました。

委員からの「全体の施設の中で、借主が実際に使用する部分は3分の1程度、それ以外の部分の整備の考えは。」との質疑に対し、「積極的な活用のための修繕は考えていないが、建物全体に影響するような不具合が出てきた場合は、所有者として必要最低限の維持管理をすることについては、市が責任を持って行うべきだと考えている。その場合は、財源は貸付料などで対応する。」との答弁がありました。

委員からの「20台の駐車場確保について」の質疑に対し、「20台の駐車スペースの確保ができない場合は、今後検討していく必要がある。」との答弁がありました。

議第52号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第52号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号「野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」審査いたしました。

委員からの「条例が制定された時点での法的な根拠について」との質疑に対し、「改正以前の条例に関しては、宣言条例という性格と、実態を表す実態条例の2つの性格が混在していると認識している。今回の改正によって、シンプルに実態を示すための条例に改めようとするものである。根拠としては、地方公営企業法の第4条で、地方公共団体では、公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を条例で定めなくてはならないことになっている。」と答弁がありました。

委員からの「病院事業管理者は、どのような役割をするのか。また、首長の管理者を行うことで、本来の趣旨はどうなっているのか。」との質疑に対し、「地方公営企業の経営者であり、予算を調整し、原案を作成する。また、管理者を置く、置かないことについては、あくまで法律の中では、本文で管理者を置くことになる。但し書きでは、条例で定めれば置かないこともできるようになっている。」との答弁がありました。

委員からの「病院事業管理者の必要性について、市長は、病院の設置者、管理者、病院長はそれぞれの役割があり、本来、管理者は置かれるものと答弁。一方で、病院長は、野洲市民病院の規模から見て、置かなくても大きな支障はない、来年度は、高額医療機器や空調設備など、大きな計画がある。これにプラスして、年間2,512万の人員費が増えるのは好ましくないとの答弁がされました。行政の総意になっていないのではないか。」と

の質疑に対し、「置くことは野洲市の機関決定である。決して、規模で管理者が別に置かれていることはない、それぞれの地域、市、病院の政策ということで承知いただきたい。」との答弁がありました。

委員からの「事業会計をある意味圧迫する病院事業管理者を、なぜ今置かなければならぬのか。」との質疑に対し、「管理者を置くことで、さらなる改善がされ、グロス、中長期的に見れば明らかで、効果はあると考えている。今、市立野洲病院は、新築建て替えという世紀の大事業を控えているわけで、置かないことに無理があると判断する。」との答弁がありました。

委員からの「宣言条例に該当する部分について、今回の条例改正、監査からの指摘をと  
いうふうに、大きな理由に挙げられている。Aブロックで整備をする。しばらくの間は、  
現病院という、本文と付則の関係の中で、現状の病院が今の病院とうたわれている。一方  
で、ここで整備をするという宣言、約束の部分がなくなる。今の野洲病院は既存不適格に  
該当するのではないかと思う。計画があるから大丈夫というが、今条例があっても、ころ  
ころ変わっていく。信頼性がない状況から鑑みれば、これが、整備をするという約束がな  
くなることによって、この既存不適格の部分はどう解釈するのか、見解を問う。」との質疑  
に対し、「本来、公の施設の整備は、計画を定め、それを説明し、行政執行部の意思を明示  
しながら進めていくものである。そして、その設備が機能することが、予算とともに確実  
になった段階で、条例化を議会のほうにお願いするのが本来だと考えている。なお、既存  
不適格問題は、今までAブロックの病院の規定が病院条例であったことと関連しないと  
判断している。」と答弁がありました。

委員からの「第3条の2項の診療科目について、現市立野洲病院科目については付則の  
中に入っていて、第3条の2項に戻したということで、人工透析内科が抜けているが、整  
備をしないのか。」との質疑に対して、「これまで、付則で現野洲病院の診療科目を挙げて  
いたが、今の改正で本則に挙がってくるという改正である。透析事業自体、今も引き続き  
行われており、内科の中でやっている。」との答弁がありました。

委員からの「事業管理者を置くことで、市や病院、市民にとって、それだけのよいこと  
があればよいが、現状、条例でも置かなくてもよいということに対して、あえて置く必要  
があるのか。年間2,500万となると、それだけのよいところを教えてほしい。」との質  
疑に対して、「会社に例えれば、本社の社長が社長を兼ねていた子会社に、その会社をマネ  
ジメントする専任の職を設けているというので、管理者は経営をクリエイティブに想像し

ていく仕事だと考える。また、医師確保や、様々な部分で大きな期待ができると考えている。市長の考え方も、病院長は、今後医療に専念いただき、医療職である管理者、ドクターが、組織のガバナンスを専任で担っていただきたいという考え方で、そういうところでも事業の適正化がかなうと考えている。」との答弁がありました。

委員からの「トップが2人いるようなことについて、今まで病院長が兼ねてこられていて、混乱を招く可能性が大いにあろうと思うが、どうか。」との質疑に対して、「トップが2人ではない、あくまで病院事業の経営に関しては、管理者が明確に上位である。その管理者の補助職員として、病院長以下、部長、課長等の職員がいるわけだから、トップ2人というのは過度な心配で、きちんと職階があることなので心配には及ばない。」との答弁がありました。

委員からの「管理者はどういう人がなるのか。」との質疑に対し、「条例が認められるまでは、人事のことなのでお答えできない。当然、大事な局面を迎える野洲市の病院事業の舵取りを担う人材なので、市としても万全の方を迎えるべく準備をしている。」との答弁がありました。

委員からの「病院事業管理者、顧問にしても、議決案件ではないと思うが、どうか。」との質疑に対して、「顧問は議決の人権案件ではなく。」

○議長（荒川泰宏君） 人事。

○16番（岩井智恵子君） 「人事案件ではなく、病院事業管理者も常勤の特別職ではあるが、市全体の政策に関与しないということで、法律上、議決対象になってはいない。」との答弁がありました。

委員間討議では、「説明は聞いたが、具体的なメリットがあまり見えてこない。つくつていらないなら分からぬこともあるが、本当に費用対効果としてどこまで見られるか、非常に疑問があると思う。」「市立化してからも含め、特に福山院長になってからは目覚ましい改革というか、ここまで変わらぬかというふうに率直に思った。様々な質問に的確に答え、かつ、今後へのビジョンも非常に明確を持っておられる。それに、経営的にも安定している状況であると思う。問題があるのであれば、コストをかけてでも対策は必要であるが、今の状況であれば、舵取りに該当する病院経営専門者を置く必要が見えてこない。うまくいっているところにコストをかけ、混乱をする要因をつくらなくてもよいのではないか。」「これからの展望を考えて、新しいものをつくっていく大事業に向けて必要があると思っている。」「設置の場所だが、基本的には付則で今の現状は書かれているので、矛盾は

特にない。Aブロックの位置に書かれているのは確かであり、議会を今通っているレベルでいうと、入札まで行っているのはAブロックの設計であり、一番進んでいたが、その修正設計を現市長の政治的判断で中止され、計画レベルで全部止まっている状態、今の案が、それこそ設計段階までしっかり進み、その段階とかで変えるのはオーケーだが、今の段階で変えるのは違うのではないか。しっかり先が見えてから触れるべき条例ではないかと思う。」、「実際に、病院整備の方向性に関しては大きく変わっているのだから、この病院設置に関する条例を今改正しようとするのが、監査委員の指摘のあったという、何か理由にされているが、今この改正案が出てくるのは納得できない。」、「もう、駅前の方には建たないという考え方で、条例も書き換えようとしているのではなく、これから進むに当たって必要になってくることに対し、調整をしようという形だと認識しているので、市民説明をしっかりして、皆さん納得いく中で進めるべきと思う。」との意見が出されました。

採決の結果、本委員会においては、議第57号は賛成少数により、否決すべきものと決しました。

次に、議第58号「野洲市民病院事業管理者の給与に関する条例について」審査いたしました。

議第58号では、質疑はありませんでした。

委員間討議では、「これに関する条例を今否決したので、それに伴う条例も認めることは難しいかなと、もちろん管理者を永遠に置かないというわけではなく、必要に応じた段階で、これも含めて考えるべきかと思う。」との意見が出されました。

採決の結果、本委員会におきましては、議第58号は、賛成少数により、否決すべきものと決しました。

次に、文教福祉常任委員会において、閉会中の継続審査または調査に付すべき事件について。

委員から、「野洲文化ホール3施設について現地調査」について、所管事務調査の提案があり、調査内容、調査期間等について、以下のとおりです。

所管事務調査事項は、「野洲市の文化行政の方向性の確認」及び「文化ホール3施設の現地確認」並びに「施設を利用する文化関係団体への意見聴取」とし、調査目的では、文化ホール3施設を利用する文化関係団体への意見聴取を行うとともに、各施設の建物、設備の現状の確認及び施設利用状況や、整備更新の課題、整理。

○議長（荒川泰宏君）　設備。

○16番（岩井智恵子君） あ、設備、失礼しました。設備更新の課題並びに野洲市の文化行政の方向性について調査をすることとし、その方法は、各調査対象項目について、関係団体及び教育委員会関係部署に対して聞き取り調査を行う。最後に、期間は令和4年8月定例会最終日までであります。

以上の内容について、野洲市議会委員会規則第18条第1項の規定により、議長にその旨を申し出たところであります。

以上、総務常任委員会に付託を受けました、議案の審査結果及び閉会中の継続審査、または調査に付すべき事件に対する協議結果と、結果の報告といたします。

失礼をいたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました、議案の審査結果及び閉会中の継続審査、または調査に付すべき事件に関する協議結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、東郷克己です。

去る6月14日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月17日及び20日に各分科会を、また、24日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第48号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、議第55号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、議第56号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）、以上3議案を議題として、6月24日の予算常任委員会では、各分科会に分担いたしました令和4年度補正予算案に対し、詳細な説明を受けた後、慎重な審査が行われたことを、各分科会の会長より報告を受けました。

主な報告の内容は、総務分科会長報告では、議第48号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）のうち、第2款総務費、コミュニティ活動推進事業費で、委員からの「自治会活性化補助金で、92自治会に10万円の交付だが、申請される自治会に対して、手

挙げ方式なのか、それとも一律 10 万円を交付か。」との質疑に対し、「手挙げ方式であり、予算が可決されれば、6月末に各自治会へ通知し、9月30日に交付申請締切りの予定で準備を進めていく。」との答弁の報告を受けました。

これに関連して、委員からの「交付される対象は物品の購入か。」との質疑に対し、「基本的に物品の購入である。」との答弁の報告を受けました。

次に、文教福祉分科会長報告では、議第48号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）のうち、第3款民生費、福祉保健施設費では、委員からの「福祉保健施設維持管理費の手洗い自動水洗化の場所はどこか。」との質疑に対し、「健康福祉センター1階の女子トイレ3か所、男子トイレ2か所、2階の女子トイレ2か所、男子トイレ2か所、3階の女子トイレ2か所、男子トイレ2か所を予定している。」との答弁の報告を受けました。

これに関連して、委員からの「自動水栓は、災害時など、電気が使えなくなった場合も使えるのか。」との質疑に対し、「乾電池式のため停電時にも使用できる。」との答弁の報告を受けました。

次に、第10款教育費では、委員からの「小学校及び中学校管理運営費の網戸の設置は何枚分の予算か。」との質疑に対し、「5小学校で233か所、2中学校で93か所である。」との答弁の報告を受けました。

次に、議第55号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第5号）で、委員からの「野洲市民病院整備事業顧問設置に伴う報酬10万8,000円について、専門家である病院整備評価委員会があるのに、新たに顧問を設置する意図は何か。また、顧問は病院建設が終わるまでの間置くのか。」との質疑に対し、「評価委員会の委員は第三者的な立場で評価をいただくのに対し、顧問は理事者側の立案に対してアドバイスをいただくもので、明確に立場が違うものである。顧問の設置期間は、病院建設が終わるまでの予定で考えている。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「顧問の報酬、月額1万2,000円は適正な金額か。」との質疑に対し、「常勤ではなく、質問、疑義事項をストックしておき、一定期間ごとに相談する方法を考えているので、1回当たりで報酬を算定している。」との答弁の報告を受けました。

次に、議第56号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）で、委員からの「市が方針を体育館横にすることに対し、評価委員会は開かれていない。予算を認めた後に、評価委員会の結果として、一部修正ではない、コンセプトなどを変える必要が生じたら、新たに予算が必要となる。移転してもこの構想は大丈夫であるという合意形成が必要では

ないか。」との質疑に対し、「評価委員会の委員長は、場所は市と議会が決めることであり、評価委員会が評価できるのは、医療の運営、経営内容であると言われている。したがって、8月あるいは9月の上旬辺りをめどに、この場所での医療の内容、建築整備の計画などを、評価委員会を開いて、評価いただく予定である。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「病院の整備場所を旧温水プール跡地に変更することについて、議案質疑、一般質問で、経営面、病床数、場所の優位性等について質問があった。この補正予算は、これらのこととを早急に、かつ適正に検証するため重要な予算と思うが、執行部の考えは。」との質疑に対し、「新たな設置場所については、追加でエビデンス資料を出したとおり、間違いない場所である。この場所で、どのような病院経営、どのような収支構造になるのか等を計画し、経営に係るエビデンスを確たるものにするのが、今回の基本計画未定稿案の修正に伴う支援業務委託費であると考えている。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「4か月も考えておいて、重要だから早くしなければいけない、早く認めろという理屈は認めがたい、市民にもしっかり説明し、意見を聞いていかなければならない。この予算は非常に性急に思うが、どのように考えているのか。」との質疑に対し、「今回、新しい提案をする中で、一番に考えなければならないことは、早急に病院整備を成立させることである。このことを念頭に置き、事業を進めるため、エビデンスある資料を整備するためにも、この基本計画の予算は非常に重要な予算になってくる。最終的には、8月定例会で、事業関係の予算を認めていただける背景をつくり上げていきたい。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「看護師の会計年度任用職員の給与を減額しているが、病院は回るのか。」との質疑に対し、「コロナ対応で緊急に増員が必要となった場合の予算であったが、今の状況から予算執行の必要はないと判断し、減額するものである。今後、状況が変わってきた場合は、別途予算要求をさせていただく。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「管理者の1年間の人事費が最高2,500万円と聞いているが、それだけの費用対効果として見込めるのか。」との質疑に対し、「市長が市役所業務と病院管理業務を担っていたところが専任化されるので、経営面でのさらなる強化が図られ、それに伴う費用対効果が見込まれる。」との答弁の報告を受けました。

続いて、環境経済建設分科会長報告では、第48号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）のうち、第7款商工費、商工振興費では、委員からの「販路開拓支援補助金について、上限20万円で、250件の計5,000万円の予算枠だが、1つの業者が2回

申請した場合でも対象になるのか。」との質疑に対し、「申請回数は、同一事業者について、年度内1回限りであり、実際に支払いが完了した経費について補助対象となる。ただし、小規模事業者持続化補助金等の、他の補助金や支援金を受けている場合は対象外となる。」との答弁の報告を受けました。

次に、第8款土木費、河川維持費では、委員からの「分水ゲートのみの改修費はいくらか。」との質疑に対し、「分水ゲートのみの工事請負費は526万9,000円を予定している。」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関連予算について、委員間の討議を行いました。

委員から「体育館横での病院整備案において、信頼できる根拠が示されていない。駅前Bブロックでの検討と、今回の案は全く違うので、評価委員会や守山野洲医師会といった専門家との協議をまず先に行うべき。」との意見があり、他の委員から「評価委員会が開催されておらず、また、市民懇談会の意見内容も出てきていなかで、先に予算をつけてしまうのは慎重であるべき。」との意見がありました。

これに対し、委員から「今、市民から、早く病院を造ってほしいという要望がある。審議を延ばせば、また病院整備が遅れる。議案を可決して、速やかに建設に取りかかるべき。」との意見がありました。

また、委員から「Bブロックでの構想案は、もともとAブロックでの基本的な考え方を踏襲したものであり、今回は修正ではなく、基本的な考え方から変えていく必要がある。また、市民懇談会を最後まで終えて、そこで意見をまとめたものが判断材料として議会に提出されるべき。」との意見があり、他の委員から「Bブロックから体育館横への変更は状況が大きく変わるものであり、修正に似つかわしくない。未定稿の基本構想、基本計画は、機関決定されたものではないため、それを修正するという考え方は認められない。」との意見がありました。

これに対して、委員から「場所が駅前であろうが、どこであろうが、基本的には大きくコンセプトは変わらない。今回の修正で十分足りる。」との意見がありました。

次に、委員から「確実に多数の市民の理解を得るためにも、市民懇談会を終えた上で、臨時会や次期定例会に提案されても遅くはない。」との意見があり、他の委員から「合意形成をして進めていくべきであり、熟慮した判断をしてもらいたい。時間をかけて、エビデンスをとってから予算を判断しても遅くはない。」との意見がありました。

これに対し、委員から「市民の声は、おおむね体育館横に賛成だと受け止めている。今

回の補正予算で、基本計画を完璧なものにして道筋をつけていくべき。」との意見があり、他の委員から「市民は早く進めてほしいと思っている。この機会を逃したら、市民が失望する。前に進める時期である。」との意見がありました。

次に、委員から「議案質疑と分科会の答弁において、顧問の立ち位置が、執行部の中でも整理し切れていない。そのような状況で顧問設置は適切でない。」との意見がありました。また、委員から「病院事業はようやく1,000万の黒字になった、そこに管理者を設置してよくなるのか見込めない。」との意見がありました。

次に、委員から「継続審査も考えるべき」との意見がありました。

次に、採決について、議第48号及び議第55号については、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号については、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により、否決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております議第48号から第50号まで、及び議第52号並びに議第55号から議第59号まで、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）他8件について、討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、議第55号について、第7番、益川教智議員。  
○7番（益川教智君） 新誠会、第7番、益川教智です。

議第55号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、原案に対して、反対の立場で討論いたします。

野洲市民病院整備事業、顧問設置に伴う報酬が計上されています。この顧問の役割について、執行部は、あるときは「第三者的な立場から客観的に助言をいただくもの」と述べ、またあるときは、「市長執行部付の立場として、執行部の進めようとしている案に助言いただくもの」などと述べ、その役割が整理されておりません。

もし仮に、客観的な立場からの助言が必要であれば、それは諮問機関として存在している、専門家等で構成された野洲市民病院整備運営評価委員会が担うべきものであります。

また、市長執行部に沿う形での助言が必要であれば、現場の責任者であります福山病院長に、その役割を求めるべきものであります。

福山病院長は平成23年から、この野洲市の地域医療のあり方について携わっておられ、その後は、市立野洲病院整備についての各委員会の委員を歴任してこられ、また、病院長に就任される前には、野洲市病院事業顧問としてその役割に当たっていただいていました。まさに、野洲市のあるべき地域医療を熟知した人物であります。市長の熟考後の病院の特別委員会において、この資料作成に当たっては病院長並びに病院事務部との協議がなされていないことが明らかになりました。

このように、客観的な意見であれば評価委員会、また、執行部に沿った意見であれば、福山病院長がそれをおられるにもかかわらず、それを活用することをせず、また、現場の意見も反映させていないこの状況におきまして、顧問を設置する必要というのは全く感じられません。

また、野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料に係る病院事業会計出資金が計上されています。これは、Bブロックにおいて作成された基本計画案を、新たな候補地であるプール跡地に適用するために修正するものであります。しかし、このBブロックの案では、Aブロックにおいて作成された案を基にしたものとなっておりまして、そこでは、病院の立地場所の考え方として、「人口重心を考慮し、既存の公共交通機関の利便性が最大限に活かせる場所への立地」が挙げられています。

今回示されているプール跡地の案では、資料にもありますように、市の地理的中央ということを掲げており、コミュニティバスの再編、また、駅からのシャトルバスの運行を検討するなど、基本的な考え方が全く違います。つまり、新たなプール跡地での整備を進めようとなれば、その病院のあり方など、基本的な考え方から抜本的に見直す必要があり、修正でかなうものか、大いに疑問があります。

また、プール跡地の案を説明するものとして作成された、特別委員会において提出された資料についても、さきの特別委員会、並びにこのたびの一般質問などで、多くの矛盾点、疑問点などが明らかになりました。それを代表するものが、一方では、「郊外ではないので、利便性が高い」と言っているその傍ら、もう片方では「郊外ならではの療養環境を生かし」と記載されているところであります。4月からの1か月余りの短期間でつくられたゆえに、整合性がとれておらず、この資料では判断の基礎とすることができます。また、それ以外にもスタッフ、看護師等の量の問題、また、薬局の問題、総合体育館との駐車場のすみ

分け、国体への影響、高圧電線の人体への影響、用地取得費といった、見えざるコストの問題、挙げればまだまだあります。そして何よりも、市民懇談会がいまだに終わっていません。この点については、先ほど報告もありましたように、先日の予算常任委員会におきまして、せめて説明会、失礼、「懇談会が終了するまでは待つべきでは」と発言された委員もおられました。

公立病院として運営している以上、市民の意見を聞くというのは当然のことであります。また、この前の篠原の説明会におきましても、この関連議案に、市民の意見をまとめ、議会への判断材料として提供するという説明がありました。それがない状態において判断するというのは、市民の意見を無視するということにはならないでしょうか。

市民病院整備事業については、しっかりと市民の意見を反映し、また、内容も精査し、進める必要があると考えます。執行部においては、いま一度改めて、何が優位で、何が同等で、そして何が劣っているのかを、しっかりと客観的な裏づけとともに示していただき、そこに、さらに市民の意見を付していただく、それをもって議会で判断すべきであり、現状において、この場において判断できる状態にはないと考えます。

そもそも、議員の役割というものは、それぞれの立場から、大きな声、小さな声、声なき声を聞き、それを市政に反映させることであると考えられます。この、世紀の大事業である、また、50年先の野洲市を見据えた野洲市民病院整備事業に関して、この声を聞き終わることなく進めていくということは、議員がすべきことであるとは到底思えません。

皆様方の賢明なご判断をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第3番、石川恵美議員。

○3番（石川恵美君） 創政会、第3番、石川恵美。

令和4年度野洲市一般会計補正予算（第5号）について、賛成する立場で討論させていただきます。

今回の補正予算につきましては、新しい病院整備関連で、合計465万4,000円の増額補正となっております。この内訳は、新病院基本計画素案修正業務委託支援に関わる出資金400万円、病院整備事業顧問設置に係る委員報酬10万8,000円、そして、新病院整備の市民周知に関わる印刷製本費54万6,000円となっております。これは、去る5月18日の病院整備特別委員会において、市長が熟考に熟考を重ねた上に、新たに提案されました、総合体育館横の温水プール跡地に整備される新病院整備に対する、重要で、必要な関係予算でございます。

まず、1点目の基本計画素案修正業務委託予算であります。現時点では、駅前の場所に決められた基本計画になっておりますが、今回提案されました場所は、駅前よりかなり面積が広く、また、市の中央部にあって、野洲市内全域からアクセスが非常に良好でございます。その他、駐車場が格段に確保できるなど、諸環境が全く変わってきたものがあります。加えて、議第57号の病院設置条例改正で、新たに病院管理者を置くことや、次に申し上げる病院顧問を設置することにより、より精度が高く、本市に求められる地域医療病院像を的確に描いてもらえるよう、現在の基本計画を踏襲しながらアップデートする必要性はあると考えます。

次の、2点目の病院整備顧問については、コロナ禍や、今後の高齢社会を見据えると、地域医療の将来は、非常に見通しにくい面があります。しかし、本市においては地域医療を守るために、約3年前に病院を市立化し、公営で地域医療を支えていく選択をいたしました。こうしたことから、自治体病院経営経験に乏しい本市にとっては、この大切な基本構想計画と、新病院設置については、大所高所からエキスパートのアドバイスを得ることは非常に重要であると考えます。

また、3点目の印刷製本費については、今まで、病院整備について市民周知をあまりしてこなかったから混迷してきたのが一因ではないかと思います。これからは、病院説明会を開催したように、しっかりと市民周知を行い、市民の意見や、地元の医師会の意見を取り入れ、周知する手段として積極的な広報活動も行うべきだと考えます。

以上の理由で、補正予算（第5号）を賛成するための討論といたします。私たち野洲市議団全員の要望でありました、早急に病院を建てるという目標を実現するために、一丸となって前に進みましょう。皆様方のご賛同を、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第56号について、第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 第15番、新誠会、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第56号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、議案に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料400万円が、今回計上されておりますが、そもそも、野洲市民病院整備基本計画については、令和3年度に、駅前Bブロック整備の基本計画として策定されたもので、この策定支援業務に1,023万円の委託料を支払っております。この基本計画は未定稿で、一般質問で機関決定されたものではないと市長は答弁されております。機関決定されていない計画を修正するということは、論理的に矛盾

していることが明白であり、そのことが反対する第一の理由であります。

この令和3年度の1,023万円の支払い、支援業務の支払いは、成果物の内容から見ても大いに問題があり、8月議会の決算審査でも徹底追及していきますが、今回の修正はそうした問題を表面化させない意図があるのではないかと推論されます。プール跡地病院整備計画は、担当職員の努力には評価するものの、内容は決して評価できるものではない。エビデンスがきちっと解決されておりませんし、あまりにも、にわか仕立てで考えたため、無理があります。

例えば土地の形状で、Bブロックの欠点として明記されている細長い土地を、プール跡で、病院構想では長所と説明するなど、矛盾点が挙げられます。また、交通要件となっておりますバス輸送なども十分に練られておりませんし、看護師の募集要件に大きく影響いたします近隣での寮の整備問題、また、野洲市の医療に大きく貢献されている医師会との調整事項、国体との兼ね合いなど、懸念材料が山積みとなっている状況であります。

この背景には、やはり市長の4か月の熟考期間、それを1か月で仕上げたことから、相対的に、今回の修正業務は熟度が足らないというふうに判断されることから、今回、補正予算に反対するものであります。なお、修正業務委託料に係る病院事業会計出資金が計上されております、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第5号）にも、あわせて反対するものであります。

議員各位の賢明なる判断を期待いたしまして、反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、日本共産党、小菅康子です。

私は、議第56号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について、原案に對して反対討論をします。

なお、関連します議第55号、議第57号並びに議第58号につきましても、同様の趣旨で反対であることを表明します。

議第56号の補正予算につきましては、基本計画の変更について、また、事業管理者の設置に関わる予算及び野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料の予算が計上されています。これらの件につきましては、今議会の議案審議や一般質問で、進め方について民主的な議論を経ていないこと、さらにその内容について、根拠が明らかでなく、責任ある推進でないことが明らかになりました。

まず、1点目に、基本計画の修正業務委託に400万円を計上されていることです。今

回、市長が約4か月にわたる熟考の末、新たな方策案として温水プール跡地での建設を表明されました。しかし、この方策案は、全体として、建設地として軟弱地盤問題、通院者の利便性、国民スポーツ大会開催との関係においても、信頼における確固とした根拠が示されていません。何よりも、そもそも、今なお病院建設地について、市民、市議会、また、守山野洲医師会、市役所内など、多くの皆さんが、今回の方策案に異論があり、建設地を温水プール跡地にする合意形成がなされていない中、また、そのような議論もされていない中、もう温水プール跡地に決まったごとくの進め方は、行政の民主主義からかけ離れています。

2点目に、今回、市長が提案された、顧問と病院事業管理者設置の必要性が議論されました。市長は、病院の設置者、管理者、院長は、それぞれの役割があり、本来、管理者は置かれるべき役割があると答弁されました。一般論としては確かにそのとおりかもしれません。しかし今、市立野洲病院に管理者が必要なのかどうかについては、根拠と検証が不十分と言わざるを得ません。この件について、福山市立野洲病院長は、本会議答弁で、野洲病院は中小病院、病床199床の中規模であり、大きな支障はない。これまでも支障をしていない。来年度からMRCやCTの高額医療機器の更新や空調の整備などがある。これにプラス人件費、管理者給与手当など、年間2,512万円が増えるのは好ましくないと、疑念を表明されました。このように、病院関係者や市の部長会議でも懸念が出されおり、設置の意図、根拠が不十分で、進めることは許されません。

以上が、議案に対する討論ですが、市民病院の早期建設はまさに市民の願いであります。市長ご自身も事あるごとに早期建設を答弁されました。しかし問題は、その表明とは裏腹に、実際の進め方がそうはなっていないところが、今日の混迷と混乱、方針の二転三転、結果として市民、議会、医師会の願いとかけ離れた進め方になっているところが問題です。このことを十分認識されることを求めて、反対討論とします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

議第56号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について、原案に対して、反対で討論いたします。

この補正予算案、栢木市長が熟考の結果、病院整備において大きく舵を切り、駅前からプール跡地へと整備場所を方向転換されました。前年に駅前Bブロックで建設を前提につくられた基本計画を一部修正し、それと同時に、新たに病院事業に関する病院事業管理者

を新設するというものです。

まず、基本設計の一部修正、これは、一部修正ということにしておかないと、この整備場所の急激な変節、この責任を問われるからではないかというようなことも考えられます。また、一般質問では、病院長は、「構想からのコンセプトの練り直しが必要ではないか、場所が変わるのなら」ということも発言されておられます。この点においても、病院の責任者である院長と合意形成ができていなかったということが分かります。

方向転換をするということに、必ずしも絶対それがいけないとは私は思いません。しかし、物事には筋というものがあります。病院を含む駅前南口の整備構想、これには多くの市民が関わられました。さらには病院職員、いろいろな地域医療関係者、市の執行部、全てが、諸手を挙げて賛成とまではいかなくても、やはりともに進んでいける丁寧な説明と合意形成、これが必要だと私は思います。今のやり方は、あまりにも今までの経緯、尽力された人に対する尊敬を感じない進め方であると考えております。

例として、3月には、もう場所が決まって、あとは建てるだけだから所管を変えるのだという説明で、政策調整部に置かれていた病院整備課を解体されました。そのときはまだ熟考中ということでしたが、今から思えば、もうそのときに駅前ではやらない、場所は郊外ということは、もしかしたら決まっていたのかなとも思います。一般質問の中でもあつたように、いつの間にか、市民とつくった構想は再検討という形になりました、去年は、同じ駅前だから、時点修正だからと理解できたが、今回は病院、これはメインの1つに置かれていきました。それすらも時点修正という形で変えると言っています。それについては、あまりにも理解できない。そう思っているのは自分たちだけで、あまりにも市民の皆さん、これが置き去りになっているのではないかと感じております。

また、今までに、この政治判断と言えば、これは何をしてもいいのかと。多くの方と交わした約束、これは医師会であったり、働いておられる方であったり、そういったものが、今の私の熟考した結果の最善であると、常に最善を決断するのだという主觀によって、かつての私案のように簡単にひっくり返され、諮詢して、評価いただいた委員会の意見、そして、議会でいろんな決議をしました。そういうことも、都合のいいところだけが利用される。そういうことで、どういう信用が得られるのか。この進め方で誰が一緒に歩んでくれるのかということを非常に懸念しております。基本計画におきましても、Bプロックの前計画、今の元の計画になっておりますけれども、それでも、ここでやると約束しましたが、実は課題を持っていたと、懸念していたと言われました。しかし担当課は、これ

は解決可能であるというふうに我々に答弁しておりました。市長は最初から駅前は嫌だったのだと思いますが、あまりにも今さらなお言葉でした。

じゃあ、今回は課題がないのかどうなのかということです。一般質問の答えは、これから調査で明らかにしていきますという答えが大半でした。寮の問題、体育館との駐車場の兼ね合い、外階段の問題、薬局の問題、電磁波の問題、移動手段の問題、希望的観測が非常に多いように感じます。また、この予算が無駄になるんじゃないいか、そういう懸念があります。ですが、たとえそうであっても、しっかり本音で、市民の皆さん、そして関係者の皆さんと向き合い、市民のために1つずつ合意形成していけば、事業は、どんな事業であっても形にはなると思います。箱をつくるのは、技術的には可能です。それは建て替えでもそうおっしゃいましたし、このプールの病院でも同じでしょう。でも、人をないがしろにしたら、それは持続可能ではないと私は思います。結局、使うのも、そこで働くのも人なんです。

そして次に、なぜ、今必要か分からぬ事業管理者、今は市長がされているというそのお仕事です。しかし、以前の答弁でも、市長は、私は素人で何も分からぬというふうにおっしゃっておりました。それでも改善してきたんです、野洲病院の経営を。つまり今までも、意思決定は病院長を含め、事務部、いろいろな方々が関わりながらされてきた。そして環境さえ整えば、医者も連れてくることは可能であると病院長もおっしゃっておりました。この事業管理者が、例えば病院長が兼務されるというような話であれば、まだ分かるんですけども、どうもそうではないようです。

人事は市長の権限ではありますが、今の時点での年間2,500万円という費用対効果は、とても見えないのではないかと私は思います。病院は、建てるのが目的じゃないです。野洲市や、また近隣医療、地域医療に必要なサービス、それが福祉として必要だという背景があり、市民の健康と安心が、その目的であります。そこでともに歩むべきは、そこで働いてくれる人や、もちろん市民、そして関係してくれる地域医療の皆さんであります。

委員会でも多くの意見がありました。病院の懇談会は、いまだ道半ばではないかと。そして病院整備、このプール跡での病院整備に賛成している議員からですら、拙速ではないか、そういういたいろんな説明が終わって、いろんな状況を解決できる状況で判断しても遅くはないのではないかと。そういう意見すらも出ました。

この、早くしないといけないというのは、何年も前から、これはずっと言っていることです。私たちも言っていますし、市長も言っておられました。しかし、就任当初から、私

案によって議決されていたその案件を停止し、スピード感が発揮できなかったのはなぜでしょうか。そうしたことを真摯に受け止めて、丁寧にやる必要があります。

これを本当にやろうと思ったら、近道は恐らく回り道、急がば回れと言いますが、本当に丁寧にやることが、一番スピードを高めることになるのだと思います。

よって、この場所の変更という大きな転換をもってして、構想を変えることなく、400万円をかけて、一部修正、時点修正というレベルで基本計画を本当につくっていいのか。2, 500万円をかけて、事業管理者が本当に必要か、少なくとも、実際に事業を運営している院長や、病院事務部、医療スタッフ、そして今まで関わって、これからもお世話になる関係者、そして、市民の皆様にも理解を得ることがまず第一であり、筋をしっかりと通すこと。約束したことからいきなりの転換だからこそ丁寧に、皆さん、そこから話を始めしていくことが大事ではないでしょうか。有言実行されることを期待しております。

以上、原案に反対の討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 新誠会、第7番、益川教智です。

議第56号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）に、原案の立場に反対の立場から討論させていただきます。

病院整備事業について、基本計画修正業務委託料に関しては先ほど述べたとおりであります。病院事業管理者の設置に伴う人件費の増額が計上されています。今回の補正では9か月分、1, 700万円で計上されていますが、年間ベースで見れば2, 500万円となります。昨年度の病院事業会計における収支は、コロナでの休床補償を除き約1, 000万円の黒字とのことでした。単純に計算いたしますと、この人件費の増額のみで赤字へと転落してしまうことになります。また、これは単年度の話ではなく、ずっと継続して病院事業会計にのしかかってくるものであります。

福山病院長の就任以降、この病院長を中心として、スタッフの頑張りなどによって経営が立て直されつつあります。また、病院長が、この野洲市の地域医療に精通した人物であることは、さきに述べたとおりであります。このように、経営面、医療面において、現在、福山病院長以上の人材を探すということは非常に困難であると考えられます。また、その病院長自身が、様々な状況を鑑みた結果、この事業管理者の設置は不要であると考えておられます。また、次年度以降は、今まで以上の減価償却費がかかってくることが見込まれ、このような中、さらに多額の人件費をかけて新たに病院事業管理者を設置し、立て直しつ

つある病院の経営が、いたずらに圧迫されるようなことは厳に慎むべきであると考えます。

なお、本議案においては、病院事業管理者に係る人件費の計上と、病院の基本計画修正業務委託料の、この2つの項目が含まれています。これまでの病院の経営状況におきまして、人件費率が高いということを懸念している委員がおられましたが、その議員は、さきの予算常任委員会において、今回提案されています、病院の計画を何とでも進めねばならないとして、賛成されておられました。しかし、今までの主張から考えますと、少なくともこの病院事業管理者の予算に関しては賛成することはできずに、必要であるならば、この予算を削って、この修正業務委託料のみの修正案を出してしかるべきであると私は考えます。しかし、そのようなことをすることもなく、今までの意見、主張と正反対の内容が含まれる議案について、ただ漫然と賛成することは、その主張の一貫性、また、整合性に大いに疑問を抱かれるおそれがあると考えます。

以上、皆様の賢明なご判断をお願い申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第57号について、第10番、奥山文市郎議員。

○10番（奥山文市郎君） 10番、創政会、奥山文市郎でございます。

今議会の追加提案として、執行部から提案されました議第57号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成する立場で討論させていただきます。

まず、第1条の改正のうち、1についてあります。平成28年12月に制定されました、本条例の第1条第2項では、野洲市小篠原2203番地、いわゆる駅前Aブロックの場所を本則に規定し、経過措置として、付則において、現在の市立野洲病院の場所である小篠原1094番地と指定しております。

これは、そもそも条例というものは合理性のある立法事実に基づいて制定するものであります、この趣旨からすれば、いささか逸脱し、不確実な将来予測を見込んだ、拙速な条文であるかと思います。

平たく言えば、通常、新しい施設の設置に伴い、その位置を明示する条項のある条例を制定する場合は、現在、施設の存在する位置、あるいは完成間近で、確実に技術が成立することが見込める位置であると考えます。したがいまして、確かな担保のない不確実性を有する位置を本則に盛り込んだことは、条例制定の立法事実から外れたものであります。それゆえに、今回、現存する市立野洲病院の場所を、そこから本則に戻すことは、極めて自然であり、当然の帰結であると考えます。

次に、第4条の管理者設置についてであります。野洲市立病院の設置及び経営のバック

ボーンとなる地方公営企業法の第3条では、「常に企業の経済性を發揮し、公共の福祉を増進するよう運営」と規定しております。また、市立野洲病院は、その地方公営企業法上の全部適用を受けており、基本的には事業管理者の設置が同法第7条で定めている本来の姿であります。その法では、管理者の役割として、経営責任、予算調整や人事権、契約等の権限と地位の強化が、設置者である市長とは別に独立して与えられていることがうたわれています。

今まで市長が、この管理者の権限を諸事情により暫定的に履行されてきたかと思います。しかしながら、今、新しい病院の設置予定場所が提案され、そして、一日も早く建設してほしいという、たっての市民の要望をかなえるためには、医療と病院経営に精通した管理者の速やかなる設置は必要不可欠なものであると考えます。現在、県内の他の自治体病院が当然のごとく設置していますよう、本市においても、新しい事業管理者の下で、市民念願の新しい病院の早期整備を進めるべきであると強く思います。

特に、市立病院の生命線である市からの繰出金が、建設後、想定以上に増大しないよう、計画段階からかかるべき責任者を選任し、責任ある地域医療の将来計画を見据えた運営を見通ししていただくことが何よりも肝要です。これから30年、50年先にも、この野洲市の5万人の市民が持続、維持できるような、強いリーダーシップで病院経営をしていただくような、病院事業管理者の設置を切に望むものであります。

また、一部では、今回の病院事業会計補正予算で提案された、管理者の報酬が2,500万円で高額ではないかとの批判があります。この額の中には、法定福利費の事業者負担や、退職給与引当金としての600万円が含まれるとともに、想定している管理者は、経験豊富で、識見が非常に高い医師と考えておられ、その常勤医に対する医師給が1,000万円であり、残りの900万円が実質的な管理者としての報酬となります。したがいまして、この額は将来に向けての間違いない医療経営の実施、さらには、医師確保のさらなる向上等を考えると、決して高額ではなく、合理的なものであると思慮いたします。

以上、現行の当該条例のイレギュラーな面について、現実に即した本来の形に整え、そして、今まで10年以上、市を二分してきた野洲市政の最大課題にピリオドを打つ意味でも、今回の改正は至極当然な措置であると考えます。このことは、今月12日から市内各学区で開催されています市民懇談会でも、大多数の方が、今回の温水プール跡地への病院の早期建設を支持されておられます。そして、大きな期待が市と議会に寄せられているのも実感として受け取っております。

どうか皆さん、本市の将来発展への礎を築くためにも、決断する議会、実行する野洲市へ脱皮しようではありませんか。賛同される議員皆様方の、良識あるご判断をお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己でございます。

議第57号野洲市病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。

この条例改正案は、令和4年4月28日付の住民監査請求に係る監査結果において、野洲市病院事業の設置等に関する条例における解釈に、違いを生じさせないようにする必要性が示されたこと、病院事業管理者を設置することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことの2点を改正理由に挙げています。

監査結果における指摘については、条例改正についての説明の中で、いわゆる、なお書きの新病院建設の宣言条例という意味合いと、現行、市立病院の設置に関する条例という2つの意味合いが内在しており、解釈が曖昧となり、理解しにくいものとなっている。病院設置条例についての解釈の違いを生じさせず、理解が得られるように努力することの部分を強調しています。

しかし、市長が踏まえるべきは、主権者たる市民から条例違反を疑われ、同様の監査請求を二度にわたり出されたという事実であり、より一層、丁寧かつ合理的な説明を望むと、これも二度にわたり、同じ指摘で、監査結果を求め、結ばれている事実であります。昨年の監査では、公約を掲げて当選されたとはいえ、見直しを迫られた現在となっては、市民の期待する病院建設の早期実現に向かってとの言葉に続き、一層、丁寧かつ合理的な説明を求めていました。しかし、その後の経過を振り返ると、「Bブロックでの整備が条例違反では」との、度重なる複数の議員からの指摘、質問に対し、市長は一貫して、「現在は付則により、当分の間、市立野洲病院と位置づけられていることを根拠に、条例違反に当たらない」と主張され、問題はないとして、Bブロック整備を進めた上で、今年に入り、突如実行に入られました。

二度目の請求が突きつけられた背景には、この「違反でない」との説明に対する意義と、一層丁寧かつ合理的な説明を求めた監査結果を放置し、丁寧かつ合理的な説明を一切行わず、都合よい解釈で、市民を顧みず、一方的に事業を進めてきた不誠実な対応があると言わざるを得ません。

次に、現条例の新病院建設の宣言条例という意味合いと、現行市立病院の設置等に関する条例という、2つの意味合いが内在という部分について述べます。市長は、整備できていない施設の設置に関する条例の存在が異例と、給食センターの整備と、条例制定の経緯を例に挙げ指摘されていますが、「この病院等の設置に関する条例は、病院整備事業に関する予算などの議案が度々否決されるなど、混乱を余儀なくされてきたことを受け、条例を制定することで、市として病院整備の方向を明確にするため制定した」と、執行部が条例制定の経緯及び意義を説明しています。

その意味からしますと、現状もいまだ混乱の最中であること。特に、市長自身が昨年Bプロック整備を決定し、内外に示し、予算と半年もの時間を費やし、職員に指示して進めてきた事業を、熟考と、4か月もの間中断した挙げ句、葬り去ろうとしている現状では、整備予定地を削除した今般の改正案を認めると、議決を経た、正式な、野洲市として決定した整備予定地は存在しないこととなり、さらなる迷走を議会として承認することになりかねません。市長として、プール跡地での整備を進めようとするならば、それを明記した条例改正とするべきであるにもかかわらず、整備地を後出ししようとしているのは、これまで明記されてきた、整備予定地と異なる場所での整備を解釈によって進めてきたこれまでと同様、今、わざわざ改正して明示を避ける意味で、これまで以上に不誠実な対応と言わざるを得ません。さらに、病院事業者を置く規定については、老朽化した施設というハンデキャップのある中、様々な工夫と努力により経営改善を果たし、成果を上げている現状に悪影響を与える可能性が大きいと考えます。

これに対しては、管理者と病院長の職務や権限の違いから混乱はないと、机上論から説明されますが、権力の二重構造に陥り、混乱に陥っている、いろいろな事例の多くは、通常においては、つまり、机上論では二重構造にはならない規定となっていますが、現実には様々な要因が入り乱れ、二重構造が生まれ、混乱に陥っているものと考えます。迷走と混乱に象徴される本市の現状を鑑みれば、特に、慎重に注意を払って進めるべきであり、諸費用を含めて2,500万円ものコストを含めて考えれば、なおさらであります。

これまで私自身は、3回、この病院事業の整備に関する市民懇談会に参加して、市民の様々なご意見を伺いました。確かに賛成の方も多くおられる一方で、反対の方も多くおられます。まさに、市を二分する状況です。こうした中で、市長は説明の中の一文に、現地病院建て替えを断念した後の言葉として、立ち止まることなくと、何か、自らの歩みを正当化し、賛美するような表現で挨拶を始められておられますが、病院事業が、そして、ま

た、説明の中では、病院事業が遅々として進まなかつた状況及び今後の病院事業の予定の中で、市と議会との政策調整に時間を要した。これからも、Bブロックであれば要するというような説明がなされております。しかしこの部分も、平成29年度までの間は、確かに、政策調整により、市と議会の混乱により、進まなかつたと言えますが、市長、栢木市長が就任されてからの、今までの間は、ひとえに、市長ご自身の迷走により進まなかつたと言えます。

市民のご意見、もう一度振り返って考えますが、非常に賛否、強い意見をお持ちの方が多くおられます。私たちと同じ方の意見だけを聞いているのではございませんが、こうした二分された状況であるからこそ、これを收拾し、前に進めるためには、しっかりと市民のご意見を伺い、それを反映した検討、及び議論をして、前に進めるべきであると考えます。そうした意味から考えますと、今回のこの条例案は、極めて不誠実な提案であり、認めることはできないと考えております。

様々な点を述べましたが、この条例案、どのような観点から考えても、肯定的に判断することはできず、したがって、認められない議案であることを改めて指摘して、反対討論といたします。賢明なご判断をお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております、議第48号から議第50号まで、及び議第52号並びに議第55号から議第59号までの、採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めていますが、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第48号から議第50号まで、及び議第52号並びに議第55号から議第59号までの採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

暫時休憩をいたします。再開を2時50分といたします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稻垣議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 稲垣誠亮です。

すいません。先ほどの総務常任委員会の審査報告書の中で、議第59号「財産の処分について（消防ポンプ自動車）」の審査の中で、最終「議第59号については、採決の結果、全員賛成」と発言するところを、「議第50号」と発言していましたので、修正させて、変更させていただきます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） これより、順次採決いたします。

まず、議第48号「令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第48号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議決されました議第48号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）については、議第54号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第4号）を先に議決していることにより、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を要することとなりました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議第48号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）につきましては、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第48号につきましては、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任いただくことに決しました。

次に、議第49号「野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第49号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第50号「野洲市税条例等の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第50号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第52号「財産の減額貸付について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第52号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第55号「令和4年度野洲市一般会計補正予算（第5号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第55号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、議第55号は否決されました。

次に、議第56号「令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、議第 56 号は、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第 56 号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(少數起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少數であります。よって、議第 56 号は否決されました。

次に、議第 57 号「野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、議第 57 号は、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第 57 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少數起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少數であります。よって、議第 57 号は否決されました。

次に、議第 58 号「野洲市病院事業管理者の給与に関する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、議第 58 号は、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第 58 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少數起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少數であります。よって、議第 58 号は否決されました。

次に、議第 59 号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 59 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第60号及び意見書第1号並びに「議員の派遣について」、及び「常任委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第60号及び意見書第1号並びに「議員の派遣について」、及び「常任委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第1、議第60号「工事請負契約について（野洲市発達支援センター等新築（建築主体）工事）」を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木進君） 議第60号工事請負契約について（野洲市発達支援センター等新築（建築主体）工事）について、ご説明申し上げます。

発達支援センター及びふれあい教育相談センターとして利用している施設は、築40年余りが経過していることから、施設に老朽化及び耐震化の対策を講じる必要があり、また、施設の狭小化にも対応する必要があります。

このことから、新たに発達支援センター及びふれあい教育相談センターの施設を整備するため、去る6月9日に執行した一般競争入札の結果、請負金額4億2,240万円、請負者を株式会社桑原組大津支店、常務執行役員本店長、齊藤秋雄と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものです。

修正させていただきます。「桑原組大津本店」を「支店」と申し上げてしまいました。株式会社桑原組大津本店、常務執行取締役本店長、齊藤秋雄でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております議第60号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第60号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第60号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第60号工事請負契約について（野洲市発達支援センター等新築（建築主体）工事）について、討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第60号工事請負契約について（野洲市発達支援センター等新築（建築主体）工事）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。ここで、執行部の方は退出となります。

(午後3時04分 休憩)

(午後3時05分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第2、意見書第1号「化学物質過敏症の原因解明を目指す研究の加速を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己です。

化学物質過敏症の原因解明を目指す研究の加速を求める意見書（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の意見書で指摘した問題については、昨年、本市議会でも取り上げられたほか、新聞など、メディアに顔と名前を露出して、健康被害を訴えておられる野洲市民の方がおられます。この方は化学物質に相当過敏になっておられ、おおむね月に1週間程度、車で数時間もかかる故郷に帰り、空気のきれいな環境でリハビリに努めておられるほか、家族も、帰宅時に玄関で着替えをして、化学物質のついた衣類を部屋に持ち込まない、あるいは学校のプリント、教科書、ノートなども部屋に持ち込めないなど、重い負担を強いられておられます。

また、最もお困りになられているのは、近隣からの臭い、つまり、化学物質の飛散であります。換気ができない。事情を伝えようにも理解してもらえないといった、ごく普通の日常生活ができないことや、ご近所との人間関係について、大変お困りになっておられます。

一般に「香害」、香りの害という言葉が先に浸透しましたが、この症状は、単に臭いの好き嫌いという次元ではなく、専門家により化学物質過敏症と診断される健康被害です。一方、症状のない多くの方からすれば、どこでも買える商品を原因としていることもあります。

国は、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁が連名で、「香害」、香りの害を訴えるポスター、チラシを作成、配布し、啓発に努めており、これは大きな一歩と評価されておりますが、その一方で、根本的な解決には、原因物質が何であるかといったことや、症状が現れるメカニズムの解明が不可欠です。研究を続けているとの大臣答弁もありますが、市民の悩みは切実であり、また、花粉症などが突然発症するように、ある日突然、この化学物質過敏症も発症するということでございます。こうしたことから、解決に向けた取り組みを後押しするためにも、この研究加速を求める意見書を提出しようとするものでございます。

各位のご理解とご賛同をお願いし、説明といたします。  
○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号について討論を行います。

討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号化学物質過敏症の原因解明を目指す研究の加速を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第1号は、原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より、直ちに関係機関に提出いたします。

(追加日程第3)

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第3、「議員の派遣について」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、タブレットに送付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、既に送付のとおり議員を派遣することに決しました。

(追加日程第4)

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第4、「常任委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。

今定例会中の野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例の可決成立に伴い、文教福祉常任委員会委員長から、タブレットに送付の所管事件について、常任委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査及び調査に付したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すことに決しました。

なお、この際申し上げます。令和3年第4回臨時会において、総務常任委員会委員長から、閉会中の継続審査及び調査を要するものとして申し出され、議決した事件のうち、病院事業に関する問題については、野洲市議会委員会条例の改正に伴い、その効力が消滅しましたことを申し添えます。

暫時休憩いたします。再開時刻を、追って連絡いたします。

（午後3時13分 休憩）

（午後4時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和4年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る6月7日から本日に至りますまで、22日間でございました。本定例会の議案質疑、一般質問を通じて、健康福祉施策、教育施策、農業施策、高等専門学校誘致、病院整備、野洲駅前南口整備など、様々な分野における施策に対して、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に活かすよう努めてまいります。

議案におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費や、

平家フォーラム事業費を含む補正予算をお認めいただきました。新型コロナウイルス感染症対策におきましては、自治会活動における感染対策の充実、公共施設の手洗い水栓自動化や、小中学校の備品購入など、適切かつ迅速に取り組んでまいります。また、野洲市商工会に対する販路開拓支援補助金を創設し、コロナ禍での積極的な販路開拓に取り組む事業者を支援してまいります。さらに、財産の減額貸付もお認めいただきましたことから、第8期介護保険事業計画に基づき計画しておりました、小規模多機能型居宅介護を、選定事業者により整備いただき、身近な生活圏域内のサービスを提供することにより、利用者と介護者の双方にとって安心感と利便性の向上を図ってまいります。

しかしながら、市民病院整備、病院事業管理者に関連する補正予算案並びに条例改正案が否決されましたことは、市民が願う一日も早い病院整備を進めるべくご提案申し上げた重要な案件であるだけに、誠に残念でなりません。今後につきましては、今回の採決結果を踏まえ、様々な課題を解決しながら、早期の整備に向け進めてまいりたいと考えております。

最後に、議員の皆様にはこれからますます暑さが厳しさを増していく中、健康には十分ご留意いただき、引き続き市の発展のために、一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、令和4年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後4時03分　閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年6月28日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 岩井智恵子

署名議員 稲垣誠亮